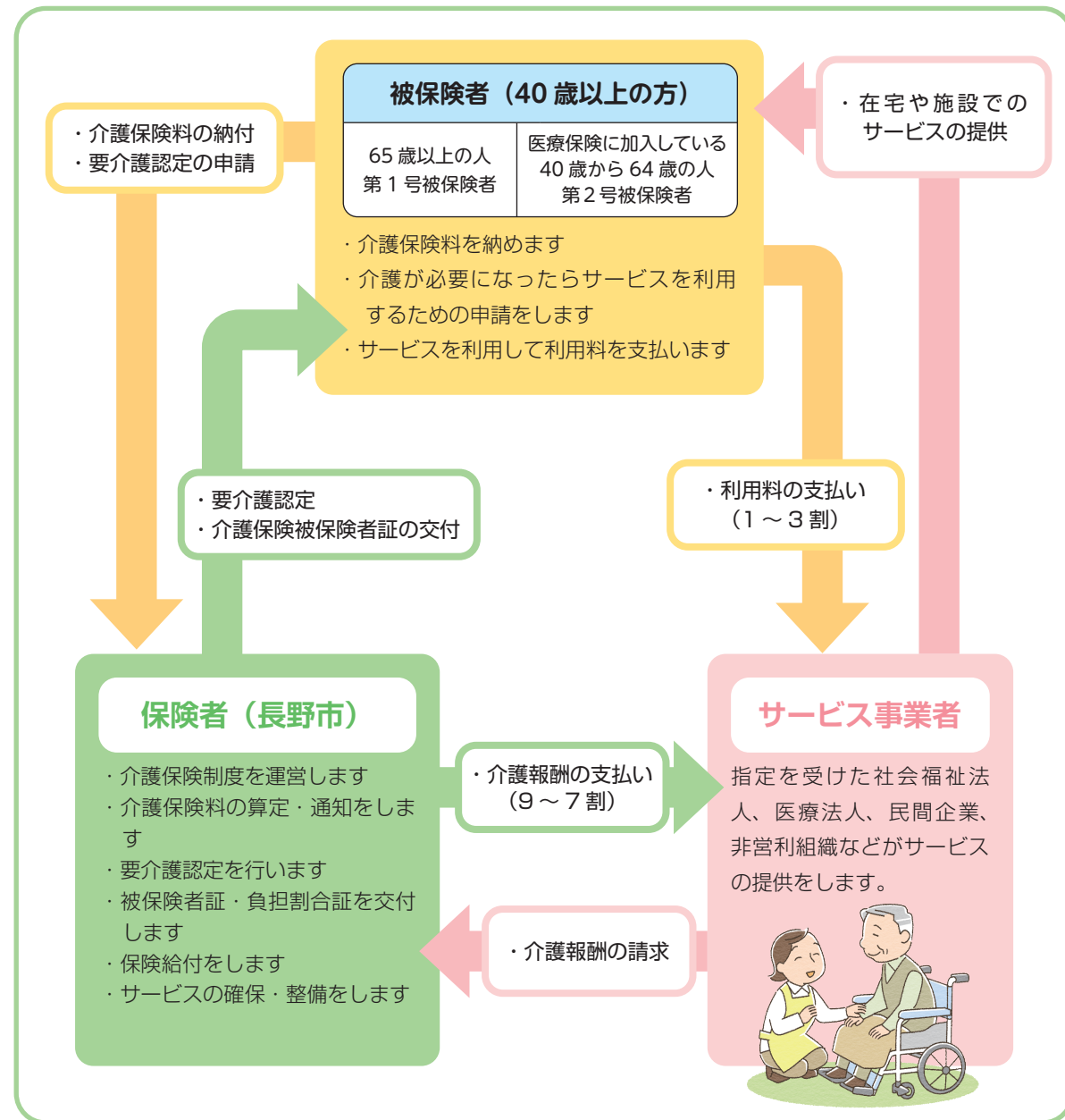


介護保険制度のしくみ

- 介護保険は、被保険者（加入者）が納める保険料と、国・都道府県・市町村からの公費（税金）を財源に、介護や介護予防が必要な被保険者に必要なサービスを提供して、被保険者自身とその家族を支えることを目的とします。



【住民に最も身近な市町村が運営主体】

介護保険は、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が保険者となって、住民の声を聞きながら、地域性を踏まえて制度を運営します。市町村は、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、必要なサービス量・第1号被保険者の介護保険料などの事項を定めます。もちろん国、都道府県も市町村の制度運営を重層的に支えています。

介護保険の被保険者（加入者）

- 介護保険は、原則として40歳以上の人加入し、介護保険料を納めます。納めていただいた介護保険料は、介護サービスを提供するための貴重な財源となっています。
- 介護保険の被保険者（加入者）は年齢によって、ふたつのグループに分かれます。

65歳以上の人 第1号被保険者

▶介護サービスを利用できるのは

介護が必要であると認定^{注1}された人
（どんな病気やケガが原因で介護が必要になったかは問われません。）

注1 認定⇒詳しい説明は6～7ページをご覧ください。

医療保険に加入している 40歳から64歳の人 第2号被保険者

▶介護サービスを利用できるのは

特定疾病^{注2}により介護が必要であると認定された人
（加齢との関係が認められる下記の特定疾病に限ります。特定疾病以外、例えば交通事故等外傷が原因で介護が必要になった場合は介護保険の対象になりません。）

65歳になると 介護保険被保険者証が 交付されます

- 被保険者証は、65歳になる誕生月の約2か月前に郵送します。
- 被保険者証は、65歳以上の人一人ひとりに1枚ずつ交付します。
- 40歳から64歳までの人の場合、要介護認定を受けたときや交付申請をした人に交付します。

介護保険被保険者証は こんなときに必要です。

- ◎要介護認定の申請をするとき
- ◎居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼するとき
- ◎介護サービスを利用するとき など

注2 とくていしっぺい 特定疾病

国で指定した次の16の疾病です。

- | | |
|--|---------------------------|
| ●がん | ●多系統萎縮症 |
| （医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。） | ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ●関節リウマチ | ●脳血管疾患 |
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●後縦靱帯骨化症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●骨折を伴う骨粗鬆症 | ●両側の膝関節又は |
| ●初老期における認知症 | ●両側の股関節に著しい変形を |
| ●パーキンソン病関連疾患 | ●脊髄小脳変性症 |
| ●脊髄小脳変性症 | |

注2 特定疾病⇒心身の病的加齢現象との医学的関係があると考えられる疾病

介護保険料の決め方・納め方

- 介護保険は、みんなで保険料を負担する公的な「社会保険制度」ですので、介護保険料は、すべての被保険者に納めていただきます。
- 第1号被保険者と第2号被保険者では、介護保険料の決め方と納め方が異なります。
- 介護保険料は、介護や介護予防を必要とする人に提供する介護（予防）給付費に使われています。

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料

【令和7年度に適用】

保険料段階	対象者	保険料乗率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	基準額 × 0.28	19,050円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80.9万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.475	32,310円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.685	46,600円
第4段階	・世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	基準額 × 0.875	59,530円
第5段階 （基準額）	・世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80.9万円を超える人	基準額	68,040円
第6段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.15	78,240円
第7段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.275	86,750円
第8段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.5	102,060円
第9段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 × 1.7	115,660円
第10段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.9	129,270円
第11段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 × 2.1	142,880円
第12段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上1,000万円未満の人	基準額 × 2.3	156,490円
第13段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 × 2.4	163,290円

※第1～3段階は、軽減措置後の保険料です。

※介護保険料の算出に用いる合計所得金額は、収入から必要経費を引いた前年中の営業・農業の事業所得や不動産所得、利子・配当所得、給与所得・年金等の雑所得、一時所得、譲渡所得から、長期譲渡所得、短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をいいます。また、第1段階から第5段階については、上記合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額をいい、その額が0円を下回る場合は0円とします。なお、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得金額（給与所得と公的年金等所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除適用前の金額）から10万円を控除します。（控除後の額が0円を下回る場合は0円とします。）

介護保険料を納めないとなんになるの？

- 納付期限までに納めないと、地方自治法の規定に基づく滞納処分（差押え等）を受ける場合があります。
- 将来介護サービスを利用する際、あなたに給付制限が生じる場合があります。

給付制限とは

◆1年以上滞納すると
本来1割から3割の自己負担ですむ介護サービス利用料が、**いったん全額自己負担（10割負担）**となり、後日、申請によって介護保険給付分（9割から7割）の払い戻しを受けます。

◆1年6か月以上滞納すると
本来1割から3割の自己負担ですむ介護サービス利用料が、**いったん全額自己負担（10割負担）**となり、さらに本来払い戻される介護保険給付分（9割から7割）が滞納した保険料に充てられます。

◆2年以上滞納すると
介護保険料を遡って納めることができなくなり、未納期間に応じて、本来1割から3割の自己負担ですむ介護サービス利用料が**3割または4割の自己負担に引き上げられます**。また、高額介護サービス費（一定額を超えた自己負担額分を払い戻す制度）等の支給が受けられなくなります。

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料の決め方

第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに必要な介護（予防）給付費等を見込み、市町村ごとに決めています。（令和6～令和8年度の介護保険料算定の基礎となる数値は、「第9期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン21）」に基づいています。）

令和6～令和8年度の
第1号被保険者保険料
（基準額）

=

令和6～令和8年度に
長野市で必要な介護
（予防）給付費等

×

23%
（第1号被保険者の
負担割合）

÷

令和6～令和8年度
の第1号被保険者の
人数

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料の納め方

◎納入通知書は毎年6月中旬に郵送します。

第1号被保険者の介護保険料の納め方は、次の2とおりですが、ご自身で選択することはできません。

年金から差し引きする▶特別徴収

対象者 受給している年金が
年額18万円以上の人

- ・老齢年金や退職年金、遺族年金、障害年金などの受給額が年間18万円以上の人

18
万円
以上

納付方法 年金支払月
（4月・6月・8月・10月・12月・2月）
に年金から差し引きします。

納付書又は口座振替で納める▶普通徴収

対象者 受給している年金が
年額18万円未満の人

- ・老齢年金や退職年金、遺族年金、障害年金などの受給額が年間18万円未満の人
- ・老齢福祉年金のみを受給している人
- ・年金を受給していない人
- ・その他の事由等

18
万円
未満

納付方法 6月から翌年3月までの10回に分け、市から送られた納付書によって金融機関などで納めていただくか口座振替となります。

特別徴収に切り替わるまでの間、**口座振替をお勧めします**。
口座振替の手続きは、金融機関の窓口でお申し込みください。

次のような場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に普通徴収となります。

※ただし、特別徴収開始の要件が整えば特別徴収に切り替わります。（手続きは不要です）

- ・年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・受給している年金の受給権に変更があった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・確定申告・修正申告等で保険料算定の所得が変更になり、保険料段階が変わった場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合
- ・老齢基礎年金の受給を繰り下げている場合

第2号被保険者（医療保険に加入している40歳～64歳の人）の介護保険料

保険料の決め方

第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険者（国民健康保険、職場の健康保険など）の算定方法により決められています。

保険料の納め方

- 国民健康保険に加入している人
国民健康保険料の中に介護保険分が含まれており、世帯主が納めます。
- 職場の健康保険（健康保険組合、共済組合など）に加入している人
健康保険料に介護保険料を加えた合計額が、毎月の給与などから差し引かれます。
※詳細については、加入している各保険組合にお問合わせください。

65歳になる年度の介護保険料

65歳になる月（65歳の誕生日の前日が属する月）から、医療保険の保険料とは別に介護保険料だけを単独で市町村に納めていただくようになります。
医療保険者は、65歳になる月の前月分までの介護保険料を月割りで計算して徴収します。したがって、介護保険料を二重に納めていただくことはありません。

介護保険料が減免される場合があります 【市役所介護保険課まで、ご相談ください】

- 災害などで一時的に保険料が支払えなくなったときは、保険料の減免や徴収猶予を受けられることがあります。
- 収入がなく生活にお困りの方で、一定の要件に該当するときは、保険料の減免が受けられることがあります。